

奈良県告示第三百七十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の五第二項の規定により、財団法人不動産適正取引推進機構から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の名称

一般財団法人不動産適正取引推進機構

二 変更しようとする年月日

平成二十五年四月一日